

税額調整前編 ～ラッキーな人には・・・～

前回算出した税額を基に、さらに各人ごとの事情を考慮して最終的な納税額を計算していきます。

贈与税額控除

カツオは2年前に留学費用150万円の贈与を受けて、贈与税4万円を納税しました。今回この150万円を課税価格に加算しているのに、既に納付した4万円を考慮しないと二重課税になってしまいますね。そこで、この4万円は贈与税額控除として相続税の計算上控除することができます。一方、ワガメの整形費用ですが、こちらは相続開始年分の贈与です。カツオと同様に一度贈与税を支払って、相続税で再計算して・・・というのは手間なので、贈与税は非課税扱い、最初から相続税の課税価格に加算（NO.23）すればよいことになります。

対象者 **カツオ** 控除額 **4万円**

ワガメ 相続の開始年分の贈与で贈与税を支払っていないため、適用なし



相続税額の加算

さて、問題です。今回財産をもらってラッキーな人は誰でしょう？・・・本来相続人ではないノリスケですね。相続税では、この『もらってラッキー』な人は、相続税額を2割増しで納めることになっています。正確に言うと、1 親等の血族と配偶者以外の人が加算対象者となり、今回ノリスケはこの加算対象者に該当します。では、マズオは？マズオは養子縁組により1親等の血族扱いになるため、適用がありません（もし、養子縁組していなければ姻族のため加算対象者です）。本来この規定は、孫に財産を遺贈して相続税の課税を1世代飛ばすのを防ぐことを目的としています。今回ダラオは波兵衛からみて2親等の血族ですが、ササエが既に亡くなっており、代襲相続人として財産を取得しているので、加算の適用がありません。もしササエが生きていればもちろん、仮に波兵衛とブネの子として養子縁組をしても相続税負担の回避とみなされ、2割加算の対象となります。

対象者 **ノリスケ** 加算額 $990,000 \text{円} \times 20\% = 198,000 \text{円}$



配偶者の税額軽減

配偶者は、一般的には被相続人の生前の財産形成に寄与していると考えられます。また、配偶者の老後のこともあるので、配偶者だけに税負担を軽減する特別な規定が用意されています。簡単にいえば、配偶者の法定相続分までの財産の取得については財産がどんなに多くても税金がかからず、法定相続分を超えても1億6,000万円までの取得は同じく無税となります。

対象者 **ブネ** 軽減対象額 課税価格合計 $2 \text{億} 5,000 \text{万円} \times \text{法定相続分} 1/2$

$= 1 \text{億} 2,500 \text{万円} < 1 \text{億} 6,000 \text{万円}$ 1 億 6,000 万円

軽減額 相続税の総額 $2,475 \text{万円} \times 1 \text{億} 6,000 \text{万円} / 2 \text{億} 5,000 \text{万円} = 14,553,000 \text{円}$

結果としてブネの納税額が0になります。ただし、この規定は自動的に適用されるわけではなく、相続税の申告書を提出することにより適用できます。また、相続税の申告期限までに財産が未分割の場合は適用できません。その場合は、分割が整った後に改めてこの規定を適用して税金の再計算をすることになります（申告期限後3年以内）。ここまでをまとめると・・・

税額 / 取得者	合計	ブネ	カツオ	ワガメ	ダラオ	マズオ	ノリスケ
算出税額	24,750,000	14,553,000	4,108,500	3,217,500	990,000	891,000	990,000
相続税の加算	198,000						198,000
贈与税額控除	40,000		40,000	0			
配偶者の税額軽減	14,553,000	14,553,000					

ノ『何言ってるんですか！家族を裏切ったのに財産をもらえたマズオさんが一番ラッキーですよ！』

マ『ノリスケ君・・・ボクをオチに使うのも、もうそろそろ・・・』